

質問

吹田新選会の後藤恭平です。通告に従い会派を代表し、質問をいたします。

ちょうど昨年の選挙から1年がたちました。この1年だけを見ても、この日本、そしてこの吹田市も決していい方向に向かっているとは言えず、まさに我々吹田新選会が懸念していたとおりの道筋を歩んでいると言っても過言ではありません。

市長の所属する大阪維新の会は、今の国の政治は現職の国会議員に任せてはおけないと熱意に燃えてか、はたまた会の存続のための話題づくりのためか、その真意ははかりかねますが、何千人もの人を集め、次の国政選挙に向けて準備をしており、全国遊説もされるそうです。

今の日本の政治体制を変えなくてはいけないという思いは我々も同じです。しかし、井上市長と橋下市長のようにローカルな理念や特定分野での方向性しか共有できていない、いや、それすらも満足にできていない現状をかんがみると、何も共有できていない人達が同じ看板を背負って全国で国政を目指すのは、賢明な国民からすれば憂慮にたえない事態ではないかと思えます。

しかしながら、ほかの市長選挙結果などを見ますと、この大阪の地では有権者が既存の政党に全く期待しておらず、維新の看板に期待して改革を求めているのも強く感じます。その事実は我々も重く受けとめていますし、それを否定する気もありません。

井上市長には、市民の維新の会に対する期待を裏切らないでいただきたい。現在のような大阪維新の会の応援をしている市民の理解すら得られない独自の改革路線を進むのは、市民への裏切りにほかならないと感じます。

経験の浅い若手の議員が生意気なお感じかもしれませんが、何も我々は二元代表制を盾にとって市長を敵対視しているわけではありません。指摘すべきところは徹底的に指摘させていただく、しかし我々が同意できる政策には協力させていただくと、当初からは是非々の姿勢で公平無私に判断すると何度も申し上げております。

ただ、今のままでは我々は指摘する一方になってしまいます。決して我々もそれを望んでいるわけではないということを心にとめておいてください。

井上市長の行う維新改革は、市民の期待している橋下維新がベースにあるべきです。橋下維新が正しいかどうかは別にして、今の何改革とも言えない吹田市政の方向性から大きくかじを切っていただきたく要望し、質問に入らせていただきます。

まず、大阪維新の会の政策や言動について全国から問い合わせがあるので、今回もしつこいようですが、市長と維新の会の政策の整合性の問題からお聞きします。

今や日本国中をにぎわす大阪維新の会ですから、国民、市民からすれば、橋下市長はいいけど組織の内部はどうなっているのか、合意形成はできているのかと、日ごろ余りいいニュースが報道されていけませんので、非常に気になっているようです。

例えば、橋下市長は、原発に関しては国民的コンセンサスが必要とか言いながら、片や家庭教育支援条例などの事例を見ると、大阪維新の会のコンセンサスすらも怪

しいのではないかと思います。ナポレオンの言葉に、真に恐れるべきは有能なる敵よりも無能なる味方であるというものがありますが、そんな言葉を連想する騒動でした。

一方、井上市長は以前、吹田市長の立場と大阪維新の会の立場で考え方が異なった場合は、吹田市政の推進という観点を最優先に判断、対応をしまいと明言されました。

私からすれば、この発言は非常に懐疑的です。では、その確認の意味も込めて今後のために、橋下市長はさまざまな分野で発言されていますのでお聞きしたいのですが、吹田市政に現在は直接関連しないことや判断し得ないこと、例えば株主として関電に物申している原子力発電所の再稼動の問題に関しての考え方については、大阪維新の会の方針とコンセンサスが図れているととらえていいのでしょうか。市長に答弁を求めます。

次に、井上市長の財政運営に関してのコメントです。市長は、臨時財政対策債や地方交付税は、これはいつなくなってもおかしくないのだから、これに頼る財政運営はすべきでないと言っておられます。一方、橋下大阪市長は、自治体は国の制度を前提として運営せざるを得ない、そのかわり消費税を地方に回し、地方交付税を国に返上すべきだと言われています。しかも、消費税は自治体の判断で、地方によって違っていいとも言っておられます。

この食い違いをどう説明されますか。井上市長の財政健全化を目指す方針は、橋下氏が提案するような地方の消費税すら自治体には要らないというお考えでしょうか。今の市の税収の範囲だけでやらないといけないという強固なお考えを貫徹すると、そのように解釈できます。これは、日本全体を揺るがす大阪維新の会の方針であり、吹田市という一自治体にとっても大きな変革になります。

井上市長の言う吹田市政の推進という観点とやらでは、地方交付税をやめて消費税を地方税化する、そして消費税ゼロパーセントを目指す、これが正しいという判断になるのでしょうか。井上市長が橋下市長に振り回されるナポレオンに見えて仕方ありませんが、この考え方いかんによって市民負担は大きく変わるので、この2点について慎重な答弁を市長に求めます。

恐らく私だけではなく、どのような立場の職員も、市長の政策で恩恵を受けている人も、井上市長と大阪維新の会の考え方は違っていると、そろそろ感じ始めているのではないかと思います。

井上市長が言われた大阪維新の会の推薦に必要な条件である健全な財政運営、公務員制度改革、大阪都構想、この三つですが、大阪都構想はいまだ制度として明るみになっていませんので、残りの二つの項目に関して、大阪維新の会や橋下市長と井上市長の方針が合致しているのかどうか、富田副市長及び行政経営部長、総務部長に答弁を求めます。

私が過剰にうがった見方をしているのかもしれませんが、私ですら疑問に思うので

すから、市議会に注目している市民の皆さんには非常にわかりにくいので、幹部職員から見て、どこが同じで、どこが違うのか、市民の皆さんにもわかりやすく説明していただければ幸甚です。

次に、公務員制度改革についてお伺いします。

この1年間に行われた公務員制度改革は、市長や私たち議員の自己満足であってはならず、ましてや市長が大阪維新の会の推薦を受けたいがための看板に終わらせるものであってはならないのです。負担をお願いしている市民に十分な理解を得られるものでなくてはならないものだと考えます。

そういった意味では、まだまだ市民への負担と庁内の負担は均衡の図れた状態にあるとは思えません。市長には過剰なぐらい市民と職員の感情を察知して、だれが見ても納得のいくバランス感覚を持って、いまだ道半ばである公務員制度改革に果敢に取り組んでいただきたいと思います。

最初に、職員の採用についてお聞きします。

井上市長は若者の就職難なこの時代に、雇用や技術、技能の伝承の大事さを認識せず、他の削減項目と同等に考えられ、新規採用を3年間凍結すると言われました。

3年間新規採用を見送る判断をされた井上市長に対して、大阪維新の会の代表の橋下市長は、現在のような採用抑制を続けると若手職員の層が薄くなり、職員の年齢構成がいびつになると言われ、2013年の一般行政職の採用に新規採用を例年の5倍にすると発表されました。実際のところは何人の採用になるかはわかりませんが、ふやそうとしておられるのは事実かと思えます。ここでも井上市長は橋下市長と違った判断をされているようですが、これも吹田市政の推進という観点なのでしょうか、行政経営部長と市長の見解を求めます。

また、現在吹田市では、新規採用を凍結しているにもかかわらず、定年退職者の再任用や非常勤での再雇用をしてお聞きしております。市長は、これは仕方がない、再任用は必ずしないといけないと法律で決まっているとされたのですが、今国が年金支給年齢引き上げに伴って国家公務員の定年や再任用、地方公務員法改正について議論をしているのに、地方では法律で決まっているからどうしようもないで議論を終わらせるのは違うのではないのでしょうか。それに、現在の地方公務員法28条の4には、再任用ができると書かれていますが、必ず再任用しろとはどこにも書かれていません。どのような理由で再任用を絶対だと判断したのでしょうか、答弁を求めます。

確かに、年金や雇用のバランスのため、再任用制度の必要性自体は理解できますが、世の事情も踏まえて、若者の雇用もバランスの一つに加味すべきではないでしょうか。そのようなお考えはありませんか、お聞かせください。

次に、以前の同僚議員への答弁に、新規採用も重要だが、それよりも財政健全化のほうが最重要課題だから優先せざるを得ないようなことを言われていたのですが、

再任用などは財政健全化よりも優先されるのでしょうか、こちらもお答えください。

条文には、再任用は勤務実績等に基づく選考によりと書かれているのですが、現在どのような選考方法をとっているのでしょうか、お答えください。

また、定年退職者は必ずしも再任用ではなく非常勤での採用を望む者もいると考えられます。非常勤での採用について、通常の場合と退職者の場合の選考基準をそれぞれお答えください。

加えて、ことし3月の定年退職者のうち、再任用や非常勤並びに外郭団体等、市役所に関連する場所で雇用された者の人数を退職人数と合わせてお答えください。

続いて、契約期間に関係なく手当を含めて、定年後の再任用、非常勤両方の再雇用に支払う今年度の給与・賃金支給額の総額見通しをお示しください。また、大学卒業者の新規採用をした場合の1人当たり年間給与1年分もお答えください。

市長は、外郭団体などへの天下りは禁止すると言われましたが、退職者を再任用や非常勤雇用で雇用しておいて、外郭団体などに派遣するなどの、ほかの市で実際にあったようにお聞きしておりますが、そのようなことはしていませんか、お答えください。そもそも天下りと再任用の違いは何ですか、市民にわかりやすいように説明を求めます。

私の質問を踏まえて、新規採用と再任用などの、若者の雇用と定年退職者の雇用という観点から、これからの吹田市の雇用のあり方について、市長に所見を伺います。

採用に続き、昇格や昇給についてお聞きします。

市民の感覚で言うなら、市民サービスを削って新規採用もなしにしたのだから、税金で賄われている市役所は再雇用や昇給もストップで当たり前、制度を知らない市民ならそう考えるでしょうし、制度で職員が優遇されるのであれば、そんな制度はなくしてしまえと考えるのが普通一般ではないでしょうか。

井上市長が吹田市長になられてから現在までで、職員の昇格した人数と降格した人数、それに伴う給与の増減額をお答えください。また、同じ期間で、役職は同じでも昇給した人数とそれに伴う昇給額をお答えください。わたりや給料表の改正は、そこでの減少額に考慮する必要はありません。

次に、給与制度改革による削減額の不足である約7,000万円について、昨年12月議会では、厚生事業の見直しなどで削減を図ると答弁いただいておりますが、どのような見直しがあったのかお聞かせください。

また、職員の退職金の増額や昇格、昇給に対する額については、もともと行政の維新の一部に組み込まれていたのでしょうか。これら増額は財政健全化計画を阻害しているのではないかと思います。こちらをあわせてお答えください。

市長は、この昇給や昇格は市民に理解の得られる範囲だと判断されていますか、市長に答弁を求めます。

次に、民間活力を生かすことによる人事制度のあり方についてお聞きします。

これからも指定管理や民営化についての提案をされると思うのですが、過去の経緯を振り返りますと、これら民間委託によって職員数が減っている事実はないかと思えます。では、これら民間委託された業務に従事していた職員はどうなっているのかというと、職員数が足りないため、現在は本庁に戻したり、違う施設に配置しているとお聞きしております。

井上市長は、公約である行政の維新に職員体制の見直しを含めています。そもそも現在吹田市の職員数は、全国平均で住民の比率から見ればまだまだ多いので、減らしていかななくてはいけないという考え方が前提にあるはずで。

ですから、本来は業務を民間委託した分、非公務員化を進めるか、あるいは上司が新たな仕事をつくって、市民サービスとして市民に還元するか、そういった仕組みでなければ人件費は減らないし、委託料だけは発生すると、現状がまさにそうで、支出がふえているだけの状態だと思うのですが、このダブルパンチは市民にとって何も喜ばしいことはありませんし、市民は民間委託した分は支出が減少していると思っておられるはずで。

しかし、井上市長になられてから民間委託や指定管理は進んでいるものの、政策的な職員数の減少はありませんし、なぜか職員数が足りないという答弁が返ってきます。職員数は多いのか少ないのか、簡潔にお答えください。

また、業務の民間委託によって職員数を減らすつもりがあるのかどうか、そもそも減らす気がないのであれば、何の目的を持って民間委託をするのか、現在、民間委託によって支出がふえている現状を踏まえてお答えください。行政経営部長と市長に答弁を求めます。

そもそも、どのような答弁をいただいても、井上市長の政策にスピード感がない実態を見れば、民間委託だの業務の効率化だのと言っていますが、今は定年を迎えることに依存した職員数の減少、これに伴った範囲内でしか業務内容の見直しをする気がないのでないかとの疑念を払拭できません。

ですから、このような考えでは、どのような効果的な業務の効率化も無用の長物となってしまいますし、先ほどの民間委託もただのパフォーマンスということになります。ここの考え方をはっきりさせなくては、私たちのいかなる提案も水の泡になってしまいますので、明確な答弁を求めたいと思います。

現在、吹田市は3,000人ほど職員を雇用されていると思います。例えば、市役所内の業務をあらゆる手段を講じて2,000人程度で業務が賄えるようになった場合、残りの1,000人は仕事がなくなります。そのような場合、どういった対応をされますか。ただで働いているふりをさせるのか、社会ニーズにこたえて新たな仕事をつくるのか、あるいは分限基準を改めて積極的に退職者をふやすのか。いかがお考えか、行政経営部長と総務部長及び市長に答弁を求めます。この答弁次第では、今後の民営化や

業務の効率化などについての対応を考えさせていただかなくてはなりません。

次に、井上市長は非公務員化を進めていく気があるのかどうか、こちらも大阪維新の会の方向性ですが、大阪市長である橋下市長は、民営化に伴う非公務員化を進め、2015年には現在約4万人いる職員を半減させると言っておられます。井上市長の方針をお聞かせください。

こういった観点で、これから独立行政法人化(以下「独法化」という)を進めていこうという動きをしている市民病院について、お聞きしたいと思います。

井上市長にとっては、市民病院の独法化でのメリットの一つとして、公務員の非公務員化を果たせたとされるおつもりかもしれませんが、市民病院はそもそも企業会計であり独立採算をしておりますので、非公務員化をされても吹田市そのものの人件費が減ることにはならないかと思えます。

現在は、13億円ほどのお金を吹田市の一般会計から市民病院に支払い、その中で市民病院は独立して経営しているので、この支払い額が変わらない限り何の削減にもなりません。当たり前ですが、幾ら独法化を実現して公務員の数を減らしたとか人件費を減らしたと言っても、それは本質的な変化ではありませんので、そこでの減少は評価するに値しません。吹田市から市民病院に支払っている13億円ほどあるお金を削減できてこそ効果があるものかと思えます。

形だけの独法化を公務員制度改革の一環として市民にアピールされても困りますので、あえてお聞きします。現在の市民病院での勤務者数と人件費をお答えください。それから、この勤務者全員が公務員ではなくなるということによろしいのでしょうか、お答えください。

井上市長は、この市民病院の独法化を職員数の減少や人件費の削減のメリットとしてとらえていらっしゃるでしょうか。市長に答弁を求めます。

続いて、独法化による議会のチェック機能についてお聞きします。

幾ら市民病院の独法化が進んでも、吹田市からお金が流れていくには違いありません。ですから、市民病院が独法化によって議会のチェックを逃れられるようになっては、吹田市から渡すお金も好き放題になってしまいますし、削減を要請する理由すら見つけることができなくなってしまいます。そうなってしまえば、私たち議員も市民に対して何ら説明することができなくなり、市民病院の果たす役割すら見失う可能性があります。

私は、市民病院が独法化しても議会が市民の要望にこたえられるように、チェックし続ける必要があるかと思えます。むしろ現在以上の厳密なチェックが必要かとも思えます。

独法化をする前とした後の議会のチェック機能がどう変わるのかと、それに対する対応をどう考えているのか、病院事業管理者と市長に答弁を求めます。

次に、公立保育園についてお尋ねします。

新年度が始まり、今年度から新たに保育園に多くの子供たちが入園しました。そうした児童の保護者は自分の子供を他人に初めて預けるのですから、幾らかの期待と不安をあわせ持って保育園を訪れるものです。

そういった保護者と既に子供を預けておられる保護者から、保護者会について幾つか苦情なるものをお聞きしました。その内容は過去何度も同僚議員が質問していることが主でしたので、いまだ改まっていないのかと驚きを覚えました。

まずは、保護者会への入会についてです。

私は、保育園において保護者と職員、または保護者同士のコミュニケーションを図る場は必要だと思えますし、子育てをしていく上でさまざまな情報が入る場ですから、そのような場には可能な限り参加してもらえれば良いと思っていますし、保護者会は保護者にとって非常に意味のある団体だと思っています。

しかし、さまざまな理由で入れない、入りたくない人まで入会に関して無理強いをするのはいかがなものかと思えます。しかし、私の調べたところ、ある保育園の保護者会の会則には、原則として会に賛同したものとして、自動的に入会すると記載されているのです。まず確認しますが、吹田市の公立保育園の保護者会は、保護者による自由参加の任意団体ではないのでしょうか、お答えください。

この点がよくわからない保護者の方々は、入会を断れば保育園での子供の待遇が変わるのではないかと、今後小学校に入ってからの子童などでも一緒になる保護者間の関係が悪くなるのではないかと危惧しておられ、子供を人質にとられているような感覚だと話しておられました。このような心理的なプレッシャーを市民に与えていることを職員の皆さんは御存じなのでしょうか。保育園の運営上、少し無理を言ってお願いする時があってもいいかと思いますが、本気で嫌がっているかどうかは、しっかり配慮があるべきです。

市として、保護者会への入会は強制的なものではないと、周知徹底ができないのかどうか見解を求めます。

保護者会には、入会が任意であるならば、保護者が入会したくなるような活動を心がける必要があります。時には行政や職員も保護者とともに知恵を出し合い、時には手伝うことがあってもいいと思います。結果、どの保護者も入会しないともったいないと感じてもらえるような魅力ある会にすべきだと思います。

しかしながら、我々議員に不満を漏らす人がいるということは、現実にはそうはなっていないということです。そこで、保護者会によるメリットを保護者に感じさせなくなっている原因の一つに、保護者会と本当に関係があるのかと思わせる活動内容や政治的な運動が含まれているからではないかと思っています。

その点について幾つかお聞きします。まず、保育園の各教室に各自の連絡帳入れがあり、その中に連絡帳以外の吹田保育運動連絡会のチラシや吹田保育運動連絡会関係のお知らせが掲載されたお便りが定期的に入っているとお聞きしました。これ

は、こども部や園長の許可を得て配布されているものなのかどうか、お答えください。また、吹田保育運動連絡会は任意団体ではないのでしょうか。また、労働組合や大保連、全保連とどのような関係があるのでしょうか。一体どういった趣旨の団体なのか、活動内容や市との関係も含めこども部に説明を求めます。

また、ある保護者会の会則には、その活動内容として署名運動と記載されており、実態としては職員とともに署名運動を保育園の門の前でしていると仄聞しております。

これは、保育園の敷地内で任意団体が署名運動をするのはおかしいとの意見を踏まえた行動だと思うのですが、そもそも門の前なら大丈夫だというへ理屈みたいな言い分を市は見過ごしていいのでしょうか。

一方、だれの主催かわかりませんが、今の公立保育園の民営化に反対することを目的に、職員や保護者会を中心に別組織をつくっていると仄聞しております。所管部署は調査の上、こういった団体がどのような活動をしているのか、お答えください。

過去の質問にもあるように、万一何かしらの政治運動や特定党派の支援に保護者会を利用しているようなら、一人として漏れることなく保護者に対し事実を周知徹底し、本当に保護者のためになる健全な保護者会をつくるよう行政は努力する必要があると思いますし、できないようなら今ある組織を一たん解散させ、新しく任意の保護者会を立ち上げるべきだと考えます。

保護者会と他団体との関係について、今後どういった対応をするのか所管部長と市長に見解を求めます。吹田市として、保護者会といった善意によるコミュニティは財産です。健全ですべての保護者に喜ばれる保護者会になることを願い、強く改善を求めます。

次に、教員人事権の移譲についてお聞きします。

教員人事権の移譲は、市長の公約である教育の維新の肝であるかと思えます。大阪府では、大阪維新の会の提案により教育行政基本条例を定められ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条記載の権限移譲を推進する内容も盛り込まれました。また、私たち吹田新選会も以前より、吹田市の教育現場で大きなメリットがあると提言しております。現在の進捗状況はどのようになっているのか、人事権移譲プロジェクトチームの現状と三島地区の教育長クラスでの話し合いの結果を今後のロードマップとともにお示してください。教育長に説明を求めます。

人事権移譲が進まないのは、大阪府が地区単位を権限移譲の受け皿にしているからと以前言われておりましたが、大阪府や大阪維新の会は、条例を定めたにもかかわらず、いまだ地区単位での実施と言っているのでしょうか。勢いだけで条例を定めておいて、行動が伴わなくては、地域主権などと言っておられません。大阪府と吹田市それぞれの見解を説明してください。

一方、今の教育行政基本条例だけでは、吹田市の教育現場において十分なメリット

を得られるような内容になっていないのではないかと思います。今、権限が移譲できたとするなら、例えば予算は得られるのかどうか、広範な人事交流などはどうなるのか、ほかに市教育委員会の裁量で現在と違ってどこまでのことができるのか、現在の課題とあわせてお答えください。

次に、土地の有効活用について伺います。

本年度の予算編成の時点で、どこの土地かは明らかではないのですが、市長が10億円程度の収入を土地売却によってもくろんでいた事実は明白です。幾ら結果的に予算から省いたにせよ、市長の考えは明らかになりました。率直に申し上げますと、我々は市の資産である不動産の安易な売却には反対です。

小規模な土地で運用が不可能であると認めた場合にのみ、売却という手段をとるべきではないかと考えます。限りある資産の処分で目標の財政収支を達成したと言われても、それはいつか限りのもので、真の行政手腕ではありません。ましてや、市長の言及された北千里小学校跡地のグラウンドを売却するなど、将来の小学校復活を望まない、千里ニュータウンの子供をふやそうとしない、衰退させる方向での計画は、到底了承のできる話ではありません。

不動産は一度売ってしまえば、収入は後に入ってくる固定資産税などしか望めません。住宅分譲業者などに売却すると、固定資産税は6分の1、新築時はさらに3年間半額になります。また、吹田市の住宅市場は民間だけでも十分賄えています。幾ら売り値が現在において高値であったとしても、吹田市民にとって不利益のほうが大きいということを指摘しておきます。

批判だけをしてもずるいので代案を提示するなら、将来的にリセットができる事業用定期借地での借地方式が適当ではないかと考えます。市長の公約である企業誘致に使うのも一つの手でしょうし、不足している公共的な施設、例えば幼稚園や保育園、介護施設、防災施設など借地料を調整するなどして、市が必要としている施設をさまざまな施設と複合的につくってもらうなど、設計コンペ方式で総合的に判断できる方法も考えられます。

極端に言えば、契約終了後も市の資産として形成されるような、公共的価値が極めて高い設計内容であれば、使用貸借も考える余地があるかと思います。

不動産の活用については、行政資産としての責任、どういったまちづくりをするのか、将来的にどういった活用が望ましいのかという観点で取り組むべきであり、売ったときのお金だけに執着するなど、市長の立場としてそのような発想は愚の骨頂です。何か個人的な利益でもあるのかと疑ってしまいそうです。

一度、個々の不動産について試算をして、現在の売却ありきの思考から脱却していただき、改めて今後の活用方法を我々市民に示すべきかと思います。所管と市長に所見を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

(2 回目の質問で発言の訂正あり)

太田勝久行政経営部長

最初に、地方交付税や消費税の地方税化などに関する御質問につきまして、市長にとのことでございますが、まず行政経営部から現状についてお答えを申し上げます。

本市におきましては、平成 22 年度(2010 年度)に 28 年ぶりの普通交付税交付団体となりましたが、現在の交付税制度のもとでは、いまだ交付、不交付のボーダーライン上にありまして、また国において平成 23 年度(2011 年度)から、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法が、人口基礎方式から本市にとって不利となる財源不足方式に変更されたことも踏まえまして、収入に合わせて支出を組むことにより、赤字地方債に頼ることのない健全な財政基盤の確立を早期に目指していくことが、市政の推進において重要であると考えております。

次に、市税収入が歳入の約 6 割を占める本市におきましては、経済情勢や社会情勢の変動などにより受ける影響が大きく、景気の先行きに不透明感が広がる中で、今後の動向を見きわめることが非常に難しい状況にあります。

このような中で、持続可能な健全な財政運営を行っていくため、収入に合わせて支出を組むことを基本とし、歳出削減を図り、赤字地方債の発行や、また財政調整基金の取り崩しに頼らない予算編成を目指しているところでございます。

3年間新規採用の見送りについてでございますが、技術や技能の伝承、組織全体のバランスを考えますと、職員の年齢構成の平準化も必要であるため、毎年度の新規職員採用が望ましいものであるとは考えております。

しかしながら、本市は赤字体質から脱却するため、抜本的な行政改革を最優先の課題として取り組んでおります。赤字体質の大きな原因となっている人件費の削減に向け、正規職員の採用を平成 24 年度(2012 年度)から平成 26 年度(2014 年度)の 3 年間停止して、職員数の抑制を図ろうとしているものでございます。

若者の雇用もバランスの一つに加味すべきについてでございますが、若者を取り巻く雇用状況につきましては、大変厳しいと認識をいたしておりますが、平成 30 年(2018 年)4月までに住民 1,000 人当たりの職員数を 6 人以下とする目標を達成するためには、再任用や任期つき職員制度の導入により、職員数の削減を継続していくことが必要と考えております。

次に、これからの吹田市の雇用のあり方についてでございますが、3年間の正職員採用停止後には、できるだけバランスを考慮した年齢構成となるよう新たな職員体制を検討してまいります。

職員数についてでございますが、本市ではこれまで、平成 20 年度(2008 年度)に策定いたしました職員体制再構築計画案に基づき、限られた人的資源であります職員

の効果的、重点的な配分に取り組み、職員の削減を進めております。今後も府内特例市の平均水準を参考に、事業の見直しやアウトソーシングの推進などにより、職員数を計画的に削減をしてまいります。

また、職員数削減を実行するためには職員が担う業務の量を減らすことも必要であり、効果的に民間の活力を導入しながら、あわせて財政支出は抑えていきたいと考えております。

市役所内の業務をあらゆる手段を講じて、1,000人程度の仕事がなくなった場合の対応についての御質問につきましては、円滑な市政運営には一定数の職員が必要であることから、そのような状況とはならないと考えておりますが、今後とも業務の見直しにあわせた適切な職員体制となるよう検討を進めます。

次に、非公務員化を進めていく気があるのかどうかについてでございますが、事務事業のアウトソーシングという手法を年次的に進め、官から民へという方向性を基本に、簡素で効果的・効率的な行政運営を目指していきたいと考えております。

次に、土地の有効活用について市長にとのことですが、まず行政経営部からお答え申し上げます。

市の普通財産で保有いたしております未利用地につきましては、活用見込みのない物件は、関係各部等の条件整備が整った物件から一般競争入札による売却処分を実施し、新たな資産形成に活用することなど、財源の確保を図っているものでございます。

また、条件整備が整わなかった売却不可能地については、有償で貸し付けるなど歳入の確保に取り組んでいるところでございます。御指摘の定期借地等も含め、さまざまな土地からの収益の手法を検討してまいりたいと考えております。

市の保有する土地は、市民の貴重な財産であることから、今後もまちづくりの観点も視野に入れながら、土地の特性に応じた活用をしてまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

川下貴弘総務部長

最初に、大阪維新の会や橋下大阪市長の方針と本市の方針が合致しているかとの御質問についてでございますが、公務員制度改革の一つである人事、給与等諸制度の改革につきましては、職務、職階ごとに、メリハリがある給与制度の導入や人事評価結果の給与等への反映など、頑張った者が報われるという基本的な方向性は同様であると認識しております。

次に、現行の再任用制度につきましては、地方公務員法で再任用職員を採用することができるが任意規定されておりますが、65歳までの雇用確保が官民共通の社会的要請であり、国や全国のほとんどの自治体でも同様の取り扱いがなされているところでございます。

次に、再任用の選考方法につきましては、所属長から規律、勤勉に関する勤務状況報告書の提出を受けるとともに、人事担当が本人と面談することにより、勤務実績、健康状況等の確認を行い、その結果を再任用職員選考委員会に諮り、再任用を決定しております。

次に、非常勤職員を採用する場合の選考基準についてでございますが、一般の非常勤職員につきましては、一般公募の上、適性検査、面接等を経て成績上位の者を採用しておりますが、市退職者につきましては、当該職員の有する豊富な行政経験、知識に基づき選考して採用をしているところでございます。

次に、昨年度の定年退職者数につきましては 63 人でございまして、そのうち今年度に再任用職員、非常勤職員、外郭団体等職員として採用された職員数につきましては、再任用職員が 37 人、非常勤職員が 6 人、外郭団体等職員がゼロ人でございます。

次に、昨年度の定年退職後に採用された再任用職員 37 人に支給する今年度の給与見込み額につきましては約 1 億 1,000 万円、一人平均約 300 万円、非常勤職員 6 人に支給する今年度の報酬支給見込み額は約 1,600 万円、一人平均約 270 万円でございます。また、大卒新規採用者の年間給与支給見込み額につきましては約 350 万円でございます。

次に、再任用職員や非常勤職員を採用して、外郭団体等へ派遣していないかとのことでございますが、現在そのような職員はおりません。

次に、天下りと再任用の違いにつきましては、天下りが市のあっせんによる市から外郭団体等への再就職であることに対しまして、再任用は地方公務員法に基づき、市の職員を退職後に市で再雇用するものでございます。

次に、井上市長が就任されてから現在までの昇格や昇給につきましては、昇格者数が 401 人、降格者が 7 人となっており、約 1,200 万円の給与支給の増額となっております。

また、本年 1 月の昇給者数は 2,894 人で、昇給に伴い給与支給額は約 1 億 2,000 万円増額となっておりますが、昇給と同時にわたり是正を実施し、約 5,000 万円の人件費を削減しております。

次に、給与制度改革による減額分の不足につきまして、職員の福利厚生制度の一部実施メニューの廃止等により、約 1,600 万円の削減額を上乗せをいたしました。

次に、退職手当の増額改正や昇格、昇給に伴う必要経費につきましては、今般の給与制度改革を個別に見ますと増減両面がございますが、全体では人件費を年間約 7 億 6,000 万円削減いたしましたので、本市の財政健全化に貢献しております。

次に、本市における昇格、昇給制度につきましては、高齢職員の昇給抑制措置や、昇格時の昇給ルール等について国・府準拠で改革を進めてまいりましたので、地方公務員法の均衡の原則からも適切な制度であり、市民理解が得られているものと考

えております。

次に、1,000 人の仕事がなくなった場合の対応につきましては、1,000 人の仕事がなくなることを想定していない前提で御答弁をさせていただきます。

民間委託等により業務がなくなった場合の当該業務に従事していた職員への対応につきましては、分限免職でなく、原則として人員を必要とする職場に転任することを基本として対応してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

坂田正祥市民病院事務局長

初めに、市民病院での勤務者数と人件費の額でございますが、平成 22 年(2010 年)度決算数字で申し上げますと、常時勤務者数では医師 59 人、看護師 305 人、医療技術員 67 人、事務員 37 人、労務員 5 人の計 473 人でございます。

人件費につきましては、1 万円未満四捨五入で申し上げますと、医師が 9 億 6,123 万円、看護師 18 億 8,740 万円、医療技術員 4 億 5,243 万円、事務員 2 億 6,547 万円、労務員 3,835 万円となっております。

このほかに、非常勤医師 38 人、パート看護師 99 人などを含めた総人件費といたしましては 54 億 745 万円となっております。

次に、一般地方独立行政法人化(非公務員型)になった場合の職員の身分でございますが、地方独立行政法人法第 59 条第 2 項により、別に辞令を発せられない限り、法人成立の日において自動的に法人職員となり、公務員ではなくなります。

ただし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号により、相互協力、事務の効率化のため必要に応じた職員の派遣が可能となることから、市長部局からの出向等の辞令を発することにより、公務員の身分を有したまま法人業務を行うことができることとなっております。

一般的には、法人成立の日に事務職員が市長部局から出向等の辞令を発せられ、法人移行後の残務整理が終了した時点で、適宜出向職員とプロパーとしての法人職員の入れかえを行うこととなります。

次に、職員数や人件費の削減を独法化のメリットとしてとらえているのかということにつきまして、市長にとのことでございますが、まず担当の市民病院より御答弁申し上げます。

独法化につきましては、経営形態の手段、ツールとしてとらえており、弾力的かつ効率的な病院運営が可能となり、経営基盤の強化につながるものと考えております。

市民病院といたしましては、今後の医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できることが独法化のメリットであり、病院運営の点からも必要な部署には必要な人員を配置する、特に医師や看護師の確保につきましては、喫緊の課題であると認識している

ところでございます。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

性川正人病院事業管理者

独立行政法人化前後における議会のチェック機能でございますが、これまでは単年度ごとの予算、決算につきまして、議会の御承認をいただいているところでございます。

独立行政法人の設立時には、地方独立行政法人法第7条による法人の設立、同法第25条中期目標の策定、同じく第26条での中期計画の策定など、法人の運営に関する重要な事項等の決定に当たりましては、議会の議決を経なければならないと定められているところでございます。

また、事後チェックの仕組みとして、同法第44条の財産の処分等の制限につきましては、議会の議決を必要とし、同法第28条及び第30条により、各事業年度及び中期目標期間における業務の実績評価につきましても議会へ報告することとなっており、その業務の公共性及び透明性につきましても確保されるものと考えております。

以上、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

赤松祐子こども部長

保育所の持つべき機能といたしまして、保護者に対する支援の必要性が保育所保育指針にうたわれており、保護者同士の交流や相互支援、あるいは保護者会の自主的活動を促すことが求められております。

一方、保護者会はあくまで保護者による任意団体でございますので、任意団体に加入するかどうかは、保護者御自身の判断によるものと認識しております。保護者会への加入に当たりましては、活動内容について十分説明をしていただくこと、また加入、不加入については任意であることにつきまして、各園長から保護者会へお伝えしているところです。

今後も引き続き、保護者に誤解を与えることのないよう周知徹底をお願いするとともに、保護者会への加入、不加入によって児童の処遇には何ら不利益がないことにつきましても、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、保育室に設置しておりますウォールポケットにつきましては、園から保護者へのお便り等を配布することを目的として設置しておりますが、保護者会の連絡用に使用することにつきましても許可しております。使用に当たりましては、政治的な活動や宗教の宣伝、営利目的で使用しないよう、配布文書を園長が確認し、許可、不許可を判断しております。保護者会が配布する文書につきましては、保護者会活動の一環であることが各保護者にわかるよう、配布文書に保護者会名を表記していただいております。

次に、吹田保育運動連絡会についてでございますが、一部を除く公立保育所、一部の私立保育所、共同保育所の保護者会及びその職員団体に構成される任意団体と認識しております。活動内容につきましては、本市との関係では市に対する要望書の提出、市との懇談会の実施等でございます。

また、大阪保育運動連絡会は府内の各市保育運動連絡会等で構成されており、全国保育運動連絡会につきましては、各都道府県の保育運動連絡会等で構成されております。

次に、公立保育所の保護者会は、保育所でのさまざまな行事の支援や園運営に御協力いただいておりますが、署名活動につきましては、保育所敷地内では許可しておりません。

保育所敷地外において行われる保護者会を含む任意団体の活動につきましては、活動内容の是非について意見を述べることは控えさせていただきたいと存じますが、入所児童の園への出入りの妨げになるなど、その態様が円滑な園運営に影響があると判断した場合には、その都度是正するよう申し入れをいたしております。

次に、公立保育所の民営化に反対する別組織についてでございますが、昨年度、民営化に関する要望書をいただき、懇談の場を持たせていただいた新たな団体がございます。活動内容は、市への要望書の提出、署名活動、広報活動などと聞いております。

今後とも、保護者会、その他の保護者の自主的活動につきましては、保護者同士の交流を促し、子育てを支え合う観点から支援していくことを基本とし、保護者会への入会に当たりましては、十分に御納得いただいた上で判断していただくこと及び保護者会への加入、不加入については任意であり、不加入とすることによって、保育所での児童の処遇に何ら不利益がないことにつきまして、引き続き周知徹底してまいりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

上原達郎教育委員会理事

教職員人事権の移譲について、教育長にとのことでございますが、まず私からお答えいたします。

本市の進捗状況といたしましては、教育委員会の組織を改編し、教職員の人事権移譲を特命とする理事を配置するとともに、教職員の人事権移譲プロジェクトチームを再編成いたしました。また、三島地区の教育長協議会や人事担当者会などの場で、本市教育委員会のそうした取り組みについて報告するなど、権限移譲に向け働きかけております。

次に、移譲の受け皿でございますが、関係条例では市町村とされておりますが、現状では大阪府は、受け皿として一定の人口規模のある旧教育事務所の管轄区域を示しております。

教育委員会といたしましては、人事権移譲の実現に向け、先行実施した豊能地区における関連業務の移管状況や具体的な事務処理、権限移譲に伴う予算や効果的な人事交流のあり方などに関する課題の把握に努めるとともに、今後とも三島地区各教育委員会及び市長部局と連携し取り組んでまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

教職員人事権の移譲の実現に向けましては、本年4月、教育委員会事務局に、教職員の人事権移譲を特命の一つとした理事を配置いたしました。同理事は、教育委員会事務局に設置をいたしました人事権移譲プロジェクトチームを統括するとともに、市長部局との連携の強化の役割を担っており、移譲に向けた体制を整えているところでございます。

さらに、私も教育長といたしまして、三島地区や府の教育長協議会等の機会をとらえ、他市町の状況を把握するだけでなく、本市の方向性を示す等働きかけているところでございます。

今後とも、三島地区各教育委員会及び本市市長部局と連携をし、取り組んでまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○木村裕議長 富田副市長。

◎富田雄二副市長 維新の会と大阪市長との方針等につきましてお尋ねでございます。

その目的、方向性について的一致点や方法等の違い等につきましては、担当部長からお答えしたとおりでございます。私のほうから、考え方を御説明申し上げさせていただきます。

社会変革が著しい中であって、行政改革に終点はないのではないかというふうに思っております。むしろ改革の目標が重要でございまして、選択と集中による市民福祉の向上だと思っております。

本市の財政構造の改革の方向性については、平成22年度(2010年度)に28年ぶりに普通交付税交付団体となって以降、財政力指数も徐々に低下している中で、収入に合わせて支出を組むことにより、赤字地方債に頼らない健全な財政基盤の確立を早急に目指していくことが必要だというふう考えております。

また、公務員制度改革につきましては、全庁で職員みずからの課題として活発な議論を行い、チャレンジしながら改革をするということが必須であり、市民福祉の向上を目指した市民からの信頼と職員のモチベーションの向上につながるような制度構築を目指してまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

井上哲也市長

後藤議員からいただきました御質問に御答弁申し上げます。

まず、大阪維新の会との関係について、市政と関連しないことに関してお尋ねでございますが、市長としてはお答えする立場にございません。

次に、財政運営の方針といたしましては、本市が交付税の交付、不交付のボーダーライン上にあることなどから、交付税や臨時財政対策債に頼らない持続可能な財政運営を目指すべきであると考えております。

また、今後は地方分権のもと、権限だけでなく必要な財源も国から地方へ移譲されるべきと考えています。

維新の会における地方交付税を廃止し、消費税を地方の独自の財源として地方税化するという考え方については、議論が現在行われているところであり、決まったものではございません。

消費税については、現に地方消費税交付金として本市の貴重な財源としており、消費税率ゼロパーセントを目指すという判断はしておりません。

次に、公務員制度改革についてでございますが、大阪市と吹田市とで判断が異なるのは当然であり、本市においては、一連の抜本的な行政改革を最優先に進める中、職員採用を3年間見送ることが必要であると考えております。

また、職員の昇格、昇給の制度につきましては、国・府準拠の制度に見直しを行い、本年1月1日より職階に応じて最大12.5%の大幅な給料カットを実施しており、市民の皆様からも十分に理解は得られるものと考えております。

今後とも公務員制度改革に積極的に取り組み、民間活力の導入を推進しながら、効率的、効果的な行政運営を目指していきたいと考えております。

次に、市民病院の独立行政法人化についてでございますが、現在、市民病院経営形態検討委員会におきまして議論をさせていただいているところでございます。議会のチェック機能につきましては、病院事業管理者より御答弁をさせていただきました。

次に、公立保育所の運営につきましては、これまでも保護者の皆様の御協力をいただきながら、児童の健全育成に取り組んでおり、今後とも事業に対します保護者の皆様の御理解を得ながら、不安や疑問などにつきましては、積極的に説明責任を果たし、安心して子供を預けられる施設として運営してまいります。

また、任意団体の加入につきましては、保護者の皆様の誤解を招くことのないよう十分説明を行うよう周知徹底し、引き続き改善に努めてまいります。

土地の有効活用についてでございますが、改革の工程において、公有財産の積極的な有効活用と売却を組み合わせて掲げているところでございます。

最後に、これは答弁ではないんですが、先ほどの質問の中で、私に対して何か個人的な利益でもあるのかと疑ってしまいますという御質問をちょうだいいたしました。何か具体的に疑われるようなことがあるのであれば、再質問の中で御説明をさせていただ

きたいと思います。

この議会改革の中で、本議会は市民の皆さんにも、現在も見えていただいておりますので、私の政治生命にもかかわる問題だと認識をさせていただいております。答弁によっては、しかるべき対応をとらせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

再質問

お許しをいただきまして、2回目の質問をさせていただきます。

まず最初に、疑われるかもしれないというような発言ですが、特にこれといった事例はございませんので、訂正させていただきます。

2回目の質問に入らせていただきます。

まず、大阪維新の会との関係でございますが、いろいろと御答弁いただいたんですが、大阪維新の会の顧問としての役割というのを今ここで御説明いただけたらなと思います。

それともう一つ、消費税の地方税化でございますが、これは例え話でございますが、市長は先ほど地方交付税がボーダーラインぎりぎりだから、これに頼らないとおっしゃったんですが、以前の答弁では、いつまでも国の補助金、そして交付税を当てにするようなそういう時代じゃない、臨時財政対策債も近い将来制度が廃止されるだろうというのが市長の考え方だと答弁されております。

これは、大きく目指す方向が違うと思います。現在あるもので入ってこないかもしれないというのと、将来的にこれはなくなるだろうという考え方では、大きく違ってくると思いますので、どちらかもう一度はつきりと御説明いただければと思います。

次に、公務員制度改革でございます。

まず、答弁に漏れがあるようですので、改めてお聞きします。

新規採用よりも財政健全化のほうが優先だと以前に答弁されているのですが、先ほどの答弁にもありますとおり、現在再任用は任意規定です。再任用とは、財政健全化よりも優先されるのでしょうか、先ほどの質問の中の漏れでございます。お答えください。

次に、65歳までの雇用確保が官民共通の社会的要請だと言われていたのですが、それはみんなわかっている事実だと思います。そもそも法制化されていない社会的要請が理由になるのかどうか、お答えください。

それに、役所では定年に達する人は、みんなそれなりの地位にいて、拒めない状況が全国で共通しているというのは想像にたやすいかと思います。しかし、その状況をもって法で定まっていないものを当たり前のように適用するのはいかがなものかと思えます。

では、お聞きします。地方公務員法改正はそもそも国のほうで行われるのですが、

これは必要なのでしょうか。これから地方公務員法改正が行われたら、選考基準が現在の面接と1年間の勤務実績、健康状況しか判断していない現状よりも簡単に再任用されるということでしょうか。お答えください。

また、職員にお聞きすると、答弁でも言われたとおり、新規採用は必要だと、しかし、これをこらえてなおかつ、みずから身を削ることが市民への改革を進めていく覚悟のあらわれたと言われました。再任用に対しては、その覚悟はなかったのでしょうか、お答えください。

私は、雇用や年金のバランスから再任用制度は必要だと思っています。しかし、法律で定められていない今、社会的要請とほかの自治体の取り扱いと同様と、この二つしか再任用する理由がないのに、何よりも優先するのは、負担をお願いする市民に理解が得られるのかどうかお答えください。

次に、新規採用凍結についてお聞きします。

私がしつこく再任用についてお聞きするのも、この市民への負担と若者の雇用とのバランスが余りにも欠落していると思うからでございます。

新規採用凍結については、井上市長が市長になられてからすぐに決定されました。その後現政権の民主党が公務員採用を4割削減する方針を打ち出して、大きくメディアで取り上げられ批判を受けました。

次に、大阪市では、橋下市長が2013年の新規採用は例年の5倍の採用をすると明言されました。この大阪維新の会との整合性だけではなくて、世の若者が就職できなくて自殺者も相当数現在おると報道されております。これは、社会的要請も十分あるかと思うんですが、新規採用はやはりなしの方向で、3年間凍結していくのでしょうか、お答えください。

次に、民間委託による人事制度についてお聞きします。

まとめますと、職員数は多いが業務が多過ぎて慢性的に人が足りていない。そして、民間委託に限らず、どのような業務の効率化も定年退職者に依存した範囲でしか実施しない。万一、定年退職者数よりも業務の効率化が進んでも、その調整は非常勤や新規採用で行うということによろしいですか。また、そういった調整をしていくので、非公務員化を進めていく気はないということでもいいですか、お答えください。

次に、市民病院についてですが、市民病院の独法化によって非公務員化が行われると思うんですが、それがメリットであるのとらえているのか、とらえていないのか、御答弁をお願いいたします。

次に、公立保育園の保護者会についてお聞きします。

今回の指摘は、私が初めてではないはずですので、今後活動内容や強制的な入会に関して、改まっていない事実を私だけではなくだれかが発見した場合、検討してまいります、周知徹底していきますという堂々めぐりばかりしているわけにはいかないと、思います。最終的には解決方法は何かと思っていますか。このまま周知徹底というの

が最善の方法なのでしょうか、お答えください。

次に、教員人事権についてお伺いします。

吹田市は、教員人事権の移譲を求めると、ほとんど決まっていると思います。今までの経緯がある以上、吹田市単独で話を進めるのは、他市との調和や大阪府の要望上難しいというのわかりました。

しかし、三島地区の全自治体が合意すればいいのですが、三島地区の中でいつまでもこの足を踏む自治体が存在していた場合、配慮し続けているといつまでたっても実施されることはありません。

迷っている自治体につき合うのか、その自治体を省いて実施するのか、判断するときがやってくるかもしれません。吹田市はどういう立ち位置で対応していくおつもりでしょうか、お答えください。

以上で2回目の質問を終わります。

木村裕議長

ただいま後藤議員から、会議規則第 63 条の規定により、発言を訂正したい旨の申し出がありましたので、許可いたします。

続いて、後藤議員の2回目の質問に対する理事者の答弁を求めます。

川下貴弘総務部長

公務員制度改革に係る数点の質問につきまして、私と行政経営部長と二人で分けて答弁をさせていただきたいと思います。

まず、再任用制度につきましては、これは1回目の答弁で私が申しあげましたように、確かにこれはしなければならない規定ではございません。

ただし、これは全国の市町村を含めてほとんどの自治体が、99.9%と言っていいと思いますが、されている制度であり、年金受給と雇用との関係という制度で、これは平成10年から生まれた制度でございます。これは、退職された方の退職後の生計を確保する意味でも続けていくべき制度と考えておりますので、今もただ漫然に再任用しているわけではなく、面接等を経て、適切に業務をしていただける方のみを再任用しているという状況でございます。

また、今後これは、私のほうは、国のほうで、今検討されてるということで仄聞をしておりますけれども、官民共通の課題でありますので、今後地方公務員におきましても、定年延長という話も一時ありましたけれども、やはり人件費の面からも再任用で対応したいというふうな、政府も今見解を持っておるようですので、これはいずれ義務化していくんじゃないかなと思っております。

その動向も見ながら、再任用制度につきましては、これからも適切に対応していき

たいと考えております。

以上でございます。

太田勝久行政経営部長

職員の3年間採用凍結に関連しまして、財政の健全化の考え方との関係で、特に再任用職員を一方で前提としながら、職員採用3年間ストップしているということはどうかという趣旨の御質問でございますけれども、一つは、再任用の制度につきましては、先ほど総務部長も申し上げましたように、一応これは制度として年金制度改革との関連の中で構築されており、各自治体においても広く採用されている制度でございます。

これは、正職とは違いまして、やはり任期が定められているということ。それと、ほとんどの職員が短時間勤務ということでフルタイムではないということ。給与水準は正職とはもちろん異なっております。

我々、この財政の立て直しを進める上において、やはり簡素で効率的な組織体制、職員体制というのは不可欠であると思っております。そういった中で、多様な雇用形態を活用して、正職は正職ならではの仕事をしっかりとやっていただく、そして、いろんな雇用形態の活用の中で、非常勤の方々、あるいは再任用の労働力についても最適な形で配分していくことで、市民にも喜んでいただける簡素な職員体制をつくっていききたいというふうに思っております。

その中で、3年間の凍結につきましては、先ほども御答弁申し上げておりますけれども、やはりこれは抜本的な行政改革を進める中で、我々みずから、職員の給与の水準もありますけれども、職員数についてもできるだけそういったやりくりをしながらやっていくというのを市民にそれを示させていただいて、そのことで改革をスムーズに推進していきたいというふうに思っております。

そういったことで、3年間は、我々は、何とか工夫する中で乗り越えていきたいというふうに思っているところですので、よろしく願いいたします。

牲川正人病院事業管理者

市民病院の独法化はメリットがあるのかということでございますが、市民病院は、政策医療を中心に、将来的に継続して提供していく必要があると考えております。このためにも、経営基盤の強化が求められていることから、独法化が必要であると考えております。そして、安定的に継続的な医療を提供できる弾力的な経営手法としてのメリットがあると、このように考えております。

赤松祐子こども部長

後藤議員から2度目の御質問で、保護者会への加入の声かけでございますが、各園長から今まで以上に説明を尽くして、保護者会への加入はあくまで任意であるということの説明をいただき、そのことについて保護者のほうに御了解いただくよう周知徹底してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

上原達郎教育委員会理事

御質問いただきました人事権の移譲について、三島地区でまとまって取り組むにも限度があって、実施の時期については判断が必要ではないかというふうな御質問だというふうに思っておるんですけども、当面につきましては、先ほど来申し上げておりますように、市長部局との連携と、それから教育委員会の人事権移譲プロジェクトチームの中で、特に豊能地区の動向を見るとともに、やはり現状では三島地区というふうな枠組みを大切にしながら検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

井上哲也市長

再度、御質問いただきましたので、御答弁申し上げます。

まず、大阪維新の顧問の役割ですが、これは党内の役割でございます、ずっと御答弁申し上げておりますが、吹田市長としての職務を全うすることを優先をさせていただいております。

財政運営の関係ですが、消費税との関係です。臨時財政対策債に頼らない持続可能な財政運営を目指すというのは、前議会の御答弁でも申し上げたんですが、将来どうなるかわからない臨時財政対策債、そして地方交付税の交付、不交付のボーダーラインであるということで、このことについては、頼るべきではないという御答弁をさせていただきます。

そして、今維新の会の中で地方交付税を廃止して、地方税を地方の独自の財源とするという議論は、国と地方の役割をやはりきちっと分けようと。そういった中で、財源をどうすべきだという議論をしております、消費税をゼロにするとか10%、そういう議論じゃなくて、そういうことの中で今議論されておりますので、先ほどの御答弁のとおり、まだ決まっていませんということです。

そして、もう一度申し上げますが、現在も地方消費税交付金として、本市も0.5%、33億円、貴重な財源として今使わせていただいております。

職員の採用の3年間停止については、先ほどるる御答弁をさせていただいております。質問議員のほうからも、やはり市の職員が多いんじゃないかという質問もちょうだいしています。

そして、そのことの効果を上げるために、そしたらどういう手があるのかということも考えていただいたら、3年間停止もいろんな御意見がある中でも、やはり非常に苦し

い選択をさせていただいているんですが、そういったことを今現在やらせていただいていることを御理解いただきたいと思います。

再々質問

お許しをいただきまして、3回目の質問をさせていただきます。

民間委託のほうのことを少し言いたいんですけども、市民負担、今までの指定管理とかいろいろとやってると思うんですけども、いつも計算するときには、今までの費用はこれだけかかってました、そして次は委託すればこれだけになりますと、その話でいくと、もともと正職員がそこにおったという事実でその維持費を出してたと思うんですが、今の話をたどっていくと、定年退職者の自然減、ほかに意図的な減少はもうないということであれば、その比較対象は非常勤職員で削減をしていくという格好だと思うんです。

ですから、これからの費用の算定はそういう格好でやらせていただくという形でよろしいですかね。一つ目の質問です。

市長にですが、大阪維新の会の先ほどの消費税、地方交付税等の話がありました。結構話はしていらっしゃるということでもいいんですね。ただ、吹田市にとってどうなんだというところで判断されておると。やっぱり、どこかでつじつまが合わなくなった場合は、それは吹田市を優先しているんだということでしょうか。

以上で3回目の質問を終わります。

太田勝久行政経営部長

再度の御質問にお答えいたします。

アウトソーシングを進める上に当たりまして、そういうのが進んだ場合に職員が定年退職者を超えて出た場合には、どういった調整をするのかという趣旨の御質問かなと思います。

アウトソーシングにつきましては、もちろん今多くの業務を直営でやっている部分について、民の力をかりて、官から民へという形で進めていけるものについては、担い手を変えて進めていきたいというふうに考えております。

そのことと定年退職者というのは、やはり公務員として一定の身分保障もされて就職している職員であります。これについて、定年退職は今後どうなっていくか、あるいは再任用職員の数字はどうなっていくかということは、非常に現実的な問題として制度設計をしながら、スムーズに移行する上では非常に重要なファクターになるとは認識はいたしております。

しかし、初めにそれがあきりの議論ではないと私は思っております。どういう視点でアウトソーシングを図っていくかということが大事なことでありまして、本当に我々が直営でやっていくのが市全体の、市民全体の満足度の中でどうなのか、あるいは民間

の担い手がどういったことで我々よりすぐれているのか、そういったことも十分検証した上で進めていくというのが一方ではありますので、それだけをもって退職者の数、あるいは、そういった正職、非常勤の勤務の割合とか、そういったものを前提にした計画ということではないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

井上哲也市長

再度の御質問をいただきましたので御答弁申し上げます。

先ほども申し上げました市長としての業務を最優先させていただくことには間違いございません。

ただ、例えば消費税、先ほども御答弁申し上げましたが、0.5%で33億円です。我が吹田市が今地方交付税で、24年度の予算が14億円で予算を組ませていただいています。地方交付税がなくなっても消費税がもし0.5%上がれば33億円ふえるということでございますから、そういったことも含めて、やはり吹田市を優先させていただいて判断をさせていただくということに御理解いただきたいと思っております。

神谷宗幣議員

議長のお許しをいただきまして、関連質問をさせていただきます。

先ほどの後藤議員の質問の趣旨は、要は市民のメリットになるというようなことをしっかりと証明していただく責任がありますよと、そうでなければ、市長の個人的な利益につながるんじゃないですかというふうな疑いを持たれても仕方がないんじゃないですかという趣旨でありますので、名誉を傷つけているというふうに取っていただくのはどうかというふうには思います。

そして、何よりも何か市政運営に関して疑わしいことがあるというふうなことを我々が聞くときに、その疑わしいかどうかの立証責任を我々の側に課して、それを証明しろというふうに質問の答弁ではないような形で市長がああいうふうに問われるということになりますと、我々は一々これから質問するときに、明確な根拠を持たないと、どうなんですかということすら聞けないというような形で、議会の質問を制約するような形になります。

一種の反問権のようなものを市長は使われたように感じるんですけども、今後もこういった形で何か市長の運営に対して問題があるんじゃないですかということを我々が聞いたときに、それが少しでも市長の名誉や不利益につながると連想されるような内容であれば、我々が一々その内容を説明しなければいけないというふうにお考えなのか、またそういう権限が、議会では反問権という形で認めていないにもかかわらず、市長は今後もそういった権限を使って、質問に対して応対されるのかどうか、市長のスタンスをお聞かせください。

以上です。

井上哲也市長

関連質問をいただきました。

個人的な利益でもあるのかと疑ってしまいそうですということの話の中で、今御質問いただいたんですが、中身によろと思います、やはり。中身によろと思います。やはり私の政治生命にかかわることであれば、私のほうから説明を求めることは当然あつてしかるべきだと思います。そのことをもって、議長がどういう判断をされるかは議長の判断です。ただ、私が申し上げることはしっかり申し上げていきたいと思つて、よろしくお願ひいたします。